

市民一人ひとりが結束し、税金の不法なムダ使いを止めよう！

「住民監査請求」を成功させよう！

住民、市民の皆さんへ

米子市は、民間の土地を借りて市庁舎、第二庁舎、野球場、米子福祉センター、クリーンセンター、学校、駐車場、さなめホールなどの行政サービスを提供しています。

これらの借地料の支払いに、市民の皆さんの税金が使われています。市長が、地権者と契約した借地の賃料は、民間市場の相場より高い賃料で契約しています。

しかも市長は、平成 20、21 年度に借地の不動産鑑定評価を行っています。しかし、契約の実態は、単年度評価の不動産鑑定額を平成 22、25、26 年度の契約にしています。

市役所・駐車場の借地料・・・！

平成 22 年度は、

8884 万 5917 円の契約です。

平成 20 年度の不動産鑑定評価は、

6112 万 2007 円です。

差額、2772 万 3910 円は、税金のムダ使いになりませんか！

市役所・駐車場の
固定資産税額（H22 年度）

978 万 7340 円は

市が借地料で支払っています。

住民監査請求とは・・・！

住民は、市長、職員に違法・不当な公金の支出などがあると認めるときは、市監査委員に防止・損害の措置を請求することができます。

賃料に、固定資産税を加算！

野坂市長が就任中に借地賃料に加算した固定資産税の総額は、平成 16 年度～22 年度までに 1 億 8532 万 7997 円となります。

これは、市に実質的に税金が入っていないことになりませんか？

米子市の借地権数 36 件、平成 22 年度の借地料総額、1 億 7889 万 6866 円
平成 22 年度の借地料に加算した固定資産税の総額、2254 万 3533 円

行政サービスは、
最小の経費で最大の
効果を挙げると
いう法規定があり
ます。

税金
です

借地契約の合意が
なされていても、
社会の公序良俗
に反していれば無
効です！

公金
です

固定資産税は、
市民税です。土
地や建物を有す
る方に納税の義
務があります。